

I 事業概要

平成21年度の我が国経済は、海外経済の改善や緊急経済対策の効果を背景として景気を持ち直し傾向は見られるものの先行き不透明の中であって厳しい一年となった。雇用面においては、最悪期は脱したものの完全失業率は高水準にあり、雇用環境は依然として厳しい。

港運業界においては、輸出入貨物の荷動きに緩やかな回復の動きが見られたものの経営環境は厳しい状況にある。

(財)港湾労働安定協会は、昭和60年創立以来25年間、港湾運送事業に従事する労働者の雇用及び生活の安定、職業能力の開発向上並びに労働力確保に関わる諸制度に基づく事業の実施に努め、港湾運送事業者等の要望に応じてきた。

港湾運送事業に従事する労働者の雇用及び生活の安定を目的とした港湾労働者生活保障制度のうち港湾労働者年金については、平成21年度においては、港湾労働者年金受給者延べ27,971人に対して総額33億9千767万円（うち中央助成額20億3千862万円）の年金を支給した。これら年金助成の財源である労働安定基金については、現下の経済情勢等から将来に亘って制度の円滑な運営を図っていく必要がある。

なお、港運労使が締結した協定に基づき、平成12年5月から年金額を減額したことを不服として、平成19年6月、名古屋地方裁判所へ提訴された訴訟については、名古屋高等裁判所において控訴棄却されたため、最高裁判所へ上告受理申立てをしているところであり、また、平成21年5月、神戸地方裁判所へ提訴された訴訟については、大阪高等裁判所へ控訴しているところである。

さらに、平成21年11月、神戸地方裁判所へ提訴された訴訟については、係争中である。

能力開発事業については、港湾技能研修センター（豊橋市）において、引き続き施設・機器の整備を行い、基幹的コースである港湾荷役科をはじめ、クレーン運転科、自動車運転科、情報科の4科、29コースを設け、受講者の勧誘に努め、1,835名に対し研修を実施した。

六大港の港湾労働者雇用安定センターにおいては、港湾労働法に基づく港湾労働者派遣制度

の円滑な推進に資するため、港湾運送に必要な労働力の需給の調整に関する情報の収集、整理及び提供、港湾労働者派遣契約の締結についてのあっ旋、事業主及び派遣労働者に対する相談・援助の実施、また、雇用管理者研修、派遣元責任者講習、港湾労働者派遣事業制度活用促進研修等を実施した。

以上が事業概要であるが、事業内容の詳細については、以下のとおりである。

II 事業内容

1. 人事について

(1) 推薦母体の役員改選等により、推薦された後任者の評議員への委嘱及び役員への選任を行った。(平成21年6月、22年3月)

また、平成22年3月31日をもって全評議員の任期が満了となることにともない、平成22年3月11日開催の理事会において改選を行った。

(2) 運営委員会については、昨年度末全役員の任期満了に伴う改選を受け、委員の中より委員長及び副委員長の互選がなされた。(平成22年1月)

(資料 1・2 参照)

2. 労働安定基金及び港湾労働法関係付加金収受状況について

輸出入貨物の荷動きに緩やかな回復が見られたものの、労働安定基金は22億9千302万円(対前年度比17.3%減)、港湾労働法関係付加金は5億8千37万円(対前年度比17.3%減)となり、対前年度比過去最大の落ち込みとなった。

(資料 3 参照)

3. 港湾労働者年金制度の運営について

(1) 港湾労働者年金は、年額25万円(うち中央助成額15万円)を年2回(6月及び12月)に分けて支給している。

今年度は、年金受給者延べ27,971人に対し、総額33億9千767万円(前年度34億9千217万円)を支給し、このうち中央助成額は、20億3千862万円(前年度20億9千712万円)であった。

倒産及び事業廃止による年金受給権者の受給権放棄に伴う抹消者への「見舞金」支給対象者は1社11人(前年度0社)で総額330万円(前年度0円)を支給した。

遺族見舞金の支給対象者は190人(前年度209人)で、総額2千455万円(前年度2千545万円)を支給し、このうち中央助成額は1千473万円(前年度1千527万円)であった。

(2) 今年度における運営実績は、次のとおりである。

イ 登録者数 (単位：人)

年 月 日	人 数
平成22年3月31日現在	13,647

ロ 脱退者数 (単位：人)

対 象 期 間	人 数
平成21年4月1日～平成22年3月31日	1,227

ハ 受給権者数 (単位：人)

支 給 期 月	受 給 者	待 機 者	合 計
平成21年 6月	14,103	1,505	15,608
” 12月	13,868	1,458	15,326

ニ 受給権新規裁定者数 (単位：人)

裁 定 及 び 裁 定 日	人 数
第98回制度専門小委員会(平成21年 4月24日)	306
第99回制度専門小委員会(平成21年 7月29日)	205
第100回制度専門小委員会(平成21年 11月12日)	235
第101回制度専門小委員会(平成22年 2月 4日)	288
合 計	1,034

ホ 受給権失権者数 (単位：人)

対 象 期 間	人 数
平成21年4月1日～平成22年3月31日	1,208

へ 年金、遺族見舞金、抹消見舞金支給額

(単位：人・万円)

支給月	年金		遺族見舞金		抹消見舞金	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
平成21年 6月	14,103	170,723	52	705	—	—
〃 9月	—	—	48	690	—	—
〃 12月	13,868	169,044	44	485	11	330
平成22年 3月	—	—	46	575	—	—
計	27,971	339,767	190	2,455	11	330
中央助成額		203,862		1,473		

注：「遺族見舞金支給額」欄の人数及び金額は、前回支給月の翌月から当該支給月までの合計額。

4. 能力開発事業について

(1) 港湾技能研修センターにおける研修実施状況

港湾技能研修センターにおける技能研修は、高度の技能習得を行うことを目的として、大型荷役機器等の運転を中心としたコースを実施した。受講希望者の多い「フォークリフト運転技能講習」をはじめ「ストラドルキャリアー操作」コース等の港湾荷役科、「ガントリークレーン運転」、「クレーン運転士免許取得」コース等のクレーン運転科、自動車運転科及び情報科の計4科、29コースについて研修を行い、研修受講者総数は1,835名となった。

(資料 4 参照)

(2) 研修受講者の六大港及び地方港別利用状況

研修受講者のうち、六大港からの受講者が13.6%、地方港の受講者が86.4%であった。このうち、主なコースにおける受講者割合は、「ガントリークレーン運転」(六大港41.9%、地方港58.1%)、「クレーン運転士免許取得」(六大港16.2%、地方港83.8%)であった。

(3) 研修受講者に対する中央助成額等

研修受講者に対する助成制度は、受講助成として、1人1日の受講について5,000円を、旅費助成として、旅費が5,000円を超える場合において、その超える部分に係る港毎に定める額を、助成支給している。

中央助成総額は、1,658万円、うち受講助成は、423名、1,171万円
旅費助成は、330名、487万円であった。

(4) 研修受講へのPR

各種研修コースへの受講を促進するため、研修のご案内（コースガイド）、研修のしおり及びカレンダー、港湾技能研修センターのポスター等を作成、全国の港運事業者、関係業界団体、労働組合及び官公署を対象に広範に配布する等、港湾技能研修センターのPR活動を行った。

また、各地区港運協会の協力を得て、東北地区（8港）、東京港、横浜港及び大阪港の各事業所を訪問し、港湾技能研修センターの利用促進による受講生拡大に努めた。

(5) 能力開発専門委員会

平成22年1月22日（金）開催の第23回「能力開発専門委員会」において港湾技能研修センターの現状を分析・検討し、平成22年度研修計画について、意見交換を行った。

(6) 豊橋地域職業訓練センターの運営状況

港湾技能研修センターは、豊橋地域職業訓練センター（独立行政法人雇用・能力開発機構委託）としても併設・運営されており、地域の事業者及び労働者が職業能力の開発向上訓練等を行う場合、施設及び機器等を提供する等の支援を行っており、利用者延人数は、合計1,170名であった。

(資料 5 参照)

5. 相談援助等業務について

港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の雇用の改善に寄与するため、港湾技能研修センター及び六大港・港湾労働者雇用安定センターにおいて、能力開発の相談・支援、雇用管理改善の相談・指導、研修ニーズの把握・啓発のための事業所訪問等を実施した。

このほか、以下の事業を実施した。

(1) 若年港湾労働者研修

若年層のスキルアップや技能継承と後継者育成のため、若年港湾労働者（新規学校卒業者及び概ね入社後3年以内の者を対象）135名に対し、港湾技能研修センターにおいて座学と技能研修を実施した。

(2) 技能研修高度化委員会

港湾労働者のガントリークレーン操作技能向上を図るため、技能研修高度化委員会、同委員会作業部会及び六大港ワーキングチームにおいて、ガントリークレーンの操作技能の向上に向けた効果的な訓練・研修の仕組みの検討や技能訓練パイロットモデルの検証を行うとともに、ガントリークレーン・オペレーターの運転技能に関する資格認定制度について検討を行い、「技能研修高度化委員会報告書」を厚生労働省に提出した。

6. 港湾労働者派遣事業について

港湾労働者派遣事業に基づく、厚生労働大臣の許可を受けた派遣元事業所数は292事業所で、派遣対象労働者は9,617名である。

港湾労働者派遣事業に係る港湾労働者雇用安定センターの事業として、次の業務を行った。

(1) 港湾労働者派遣制度の活用推進

港湾労働者雇用安定センターに配置している港湾労働者派遣制度活用推進アドバイザー等により港湾運送事業所及び地区港運協会等関係団体を訪問し、派遣制度の活用推進についての周知活動を実施した。

また、港湾労働者派遣元責任者講習、港湾労働者派遣事業制度活用促進研修、各種会議等において、「港湾労働者派遣事業を適正に実施するために ― 許可・更新等手続マニュアル ―」を配布する等、派遣制度の適正な活用推進に努めた。

(2) 港湾労働者派遣事業に係る情報の収集・整理及び提供

港湾労働者雇用安定センターと地区港運協会、派遣元事業所等との連携の強化を図るとともに、派遣元事業所からの派遣状況報告に基づく情報の収集・提供、港湾労働者派遣先事業所からの派遣契約あつ旋申込状況の収集・整理及び情報提供等の拡充に努めた。

(3) 港湾労働者派遣契約の締結についてのあつ旋

港湾労働者雇用安定センターのあつ旋による派遣数は、19,572名で、対前年度比26.8%の減となり、2年続けて対前年度を下回った。

(資料 6 参照)

(4) 港湾労働者派遣元責任者講習の実施

派遣元事業所の許可要件である派遣元責任者選任の前提となる港湾労働者派遣元責任者講習を実施した。

派遣元責任者講習の実施回数は、10回（前年度6回）、受講者数は457名（前年度407名）であった。

(資料 7 参照)

(5) 雇用管理者研修の実施

企業内において事業主より選任された雇用管理者に対し、職務遂行に必要な知識の習得向上を図るため雇用管理者研修を実施した。

雇用管理者研修の実施回数は、12回（前年度7回）、受講者数は887名（前年度591名）であった。

(資料 8 参照)

(6) 派遣事業制度活用促進研修の実施

派遣労働者派遣事業の許可を受けていない事業者、港湾労働者派遣事業を行おうとする

事業者に対して法の趣旨及び必要な事務手続き等に関する知識の習得を図るため、新規に派遣事業制度活用促進研修会を実施した。

派遣事業制度活用促進研修の実施回数は、10回、受講者数は147名であった。

(資料 9 参照)

7. 港湾労働法の周知について

地区港運協会等関係団体に対し毎年11月に実施される「港湾労働法遵守強化旬間」のポスターの掲示依頼及び労働行政機関との連携の下に港湾パトロールによる啓発活動、雇用管理者研修等各種会議を通じ、港湾労働法の周知・徹底に努めた。